

基準ごとの分析を行う際 の手順等について

平成30年6月

大学改革支援・学位授与機構
大学機関別認証評価等研修会

基本的な考え方

- ◆自己評価書の作成は、「自己点検・評価」ではない。
 - ・自己点検・評価：内部質保証の一工程であり、自己評価書作成の前提
 - ・自己評価書作成：認証評価の一工程(内部質保証は認証評価の対象であり、「重点的に認証評価する事項」とされている)
 - ・この点については、2巡目までの曖昧さを整理している。

- ◆自己評価書は、認証評価の出発点として基準ごとに作成。
 1. 所定の分析項目に関する状況の分析＝資料による確認
 2. 特別に分析し、記載する状況（資料確認できない分析項目と、特色ある取組と成果）
 3. 基準ごとの判断
 4. 優れてた成果が確認できる取組、改善を要すると判断する事項

- ◆ただし、領域6については、
 - ・大学は、教育課程ごとの分析を踏まえて教育研究上の基本組織ごとに判断(自己評価)する。
例：「〇〇学部は、基準6－7を除いてすべての基準を満たしている。」
 - ・機構は、大学の判断を根拠資料によって確認したうえで機関別に判断する。
例：「□□大学は、〇〇学部を除いて基準6－7を満たしている。」

自己評価書様式例

基準 3 - 1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 3 - 1 - 1 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・ 直近年度の財務諸表 ・ 上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書
分析項目 3 - 1 - 2 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・ 予算・決算の状況（過去 5 年間分）がわかる資料（別紙様式 3 - 1 - 2） ・ 分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目 3 - 1 - ○	・・・
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。	
活動取組 3 - 1 - A	・・・
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

優れた成果を確認するための基準

1. 大学の目的に照らして、特色ある、又は個性ある取組 であり、**成果 が上がっている**と判断されるもの。
2. 教育研究活動等の改善に向けて先進的な取組 であり、**成果が上がっている**と判断されるもの。
3. 大学一般に期待される水準から見て、**優れている状況であると**判断されるもの。

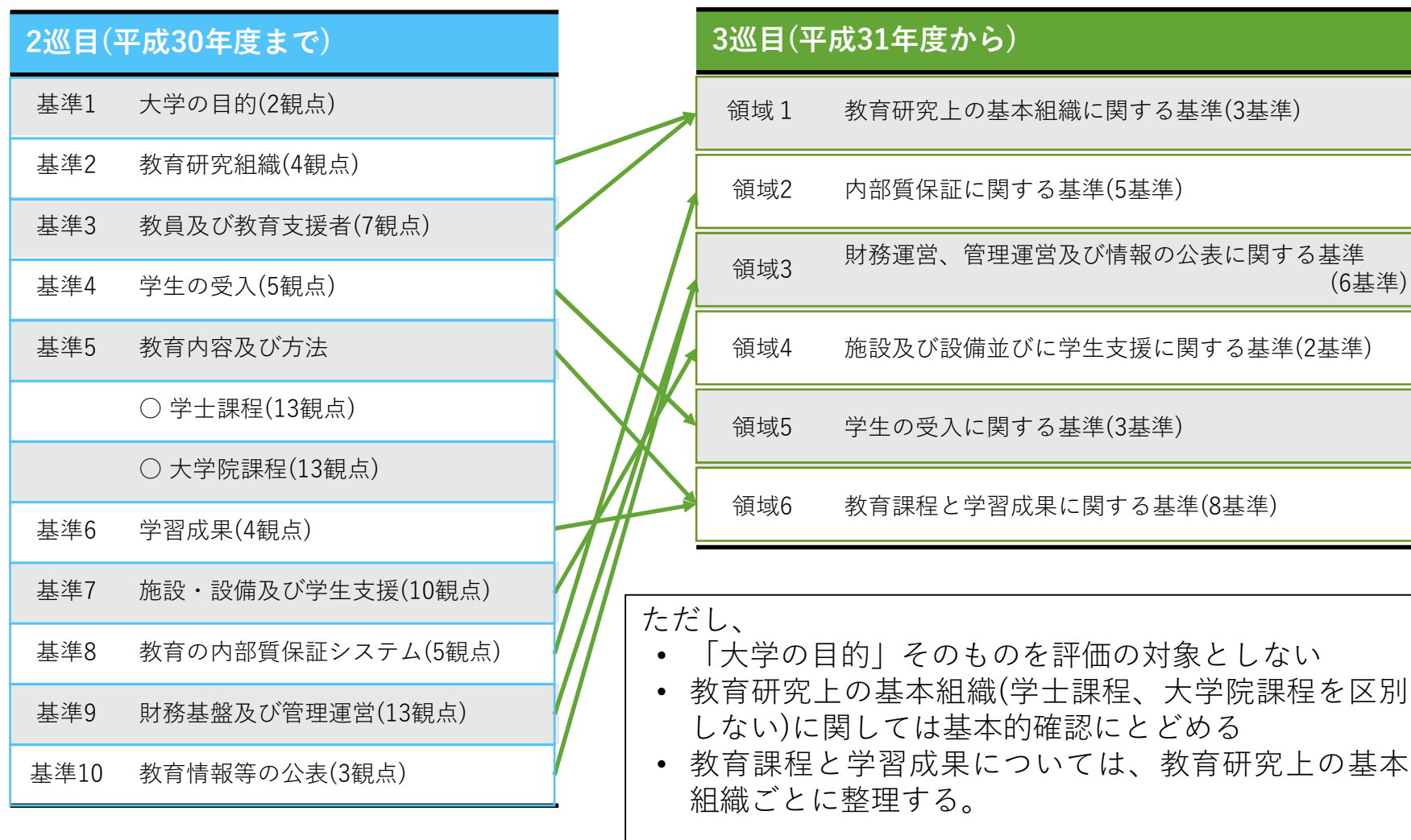
(『自己評価実施要項』 p. 4)

- 成果が上がっているものを抽出する。機構による評価においては、取組だけを取り上げない方向(2巡目からの継続)。
- したがって、競争的資金の獲得による事業、取組をすべて(特記事項として)記載することは求めない。成果が上がっていることの根拠となる資料・データを示せない取組については記載は不要
- どの程度の成果が優れたものであるか、大学一般に期待される水準としてどの程度の状況を考えるかは、自己評価書作成においては大学の判断による。機構による評価においては、評価部会で合議して判断する。

基準ごとの判断

1. 分析項目について確認すべき根拠資料・データ及び記載する内容を示す。
2. 大学は、分析項目に関する分析結果に基づき大学等の目的に照らして基準を満たしているかを判断する。
 - a. すべての分析項目の内容を資料によって確認できたときには、基準を満たしていると判断する。
 - b. 分析項目の内容を資料によって確認できない場合、対応状況を記述しつつ、この基準を満たさないと判断する。ただし、機構による評価においては、対応状況の記述を踏まえて基準について判断する。
3. 分析項目の内容を確認できたうえで、関連する取組が成果を上げている場合にはその取組と成果を記述する。
4. aおよびbのうちで、認証評価実施年度において改善を要すると判断するもの、優れていると判断するものを記載する。

2巡目との比較：分析の内容はほぼ同じ



大学の現況、目的及び特徴

◆特に「大学等の目的」の記載に留意

- ・「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」
- ・大学及び教育研究上の基本組織のそれぞれについて、その目的を記載する。すべての基準の判断で参照されるが、とりわけ、
 - 基準 1－1 に関する分析及び判断に影響
 - 基準 2－1 及び 2－2 に関する分析に影響
 - 基準 5－1、6－1、6－2 の分析及び判断に影響
 - 領域 6 の全基準にわたって影響
- ・教育研究上の基本組織以外については原則として記載不要。
ただし、
 - 教育上の目的をもつ組織については、上記基準の分析に必要な限りで記載する
 - 現況の記載項目である教員数等については、共通基礎データ記載の大学全体の教員数等を記載
- ・記載する組織については、大学からの申請後に大学に対して確認する。

◆「特徴」については沿革よりも最近の大学としての考え方がわかる内容を中心に記述

領域 1

教育研究上の基本組織に関する基準

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準



基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

学部及び学科、研究科及び専攻(これらの組織を置かない場合にはこれに代わる組織)の基本的な教育研究組織が、大学等の目的に則して適切な形で設置あるいは整備されていることを確認するとともに、それぞれの教育研究組織が学校教育法、大学設置基準等の関係法令に定められた要件を具備していることを確認し判断します。

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

それぞれの基本的な教育研究組織を有効に機能させ、教育研究活動等を展開していくため、学校教育法が定める教授会のほか教務委員会等の各種委員会その他の運営体制が適切に整備され、それらが機能していることを確認し判断します。

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目 1－1－1

学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること

- 前回認証評価以降の組織の変更、共同教育学科等の設置がない場合には、「現況、目的及び特徴」の記述をもって分析に変え、それによって判断する。
- 前回認証評価以降の組織の変更がある場合には、その目的等について、特記事項として記述
- 共同学科等の共同教育課程を設置している場合には、その課程を実施する大学間での協定書及び直近の協議会の開催記録を根拠資料とする。
- 学士課程、大学院課程の区別をしない。
- 大学院課程において区分制をとっている場合には、前期課程、後期課程ごとに分析することも可。

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

分析項目 1－2－1

大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること

- ・ 認証評価共通基礎データ様式の該当部分によって確認

※大学設置基準等に基づく基準数を下回る場合は、欠員が生じた年度及び理由と補充計画の進捗状況进行分析する。

※大学設置基準等の別表等には示されていない学部等については、設置を申請又は届出たときの人数を基準数として確認や分析を行う。

➤ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 1

学士課程	学部・学科等の名称	専任教員等							非常勤 教員	専任教員一人 あたりの 在籍学生数	備考
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数				
							うち 教授数	助手			
	〇〇学部〇〇学科										
△△課程											
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—			—	—	—	
計											

大学 院 課 程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員							助手	非常勤 教員	備考
		研究指導 教員	うち 教授数	研究指導 補助教員	計	研究指導 教員 基準数	うち 教授数	研究指導 補助教員 基準数			
	〇〇研究科〇〇専攻（M）										
	〇〇専攻（D）										
	計										

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－2

教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

分析項目 1－2－2

教員の年齢及び性別の構成が、特定の範囲に著しく偏っていないこと

- 別紙様式 1－2－2 の作成によって確認する。

➤ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1－2－2）

所属	職名	人数	内訳						
			性別		年齢				
			男性	女性	～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳～
〇〇学部									
	教授	32	23	9	0	0	10	22	0
	准教授	24	19	5	0	12	12	0	0
	講師	0	0	0	0	0	0	0	0
	助教	0	0	0	0	0	0	0	0
	助手	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	56	42	14	0	12	22	22	0
〇〇研究科									
	教授								
	准教授								
	講師								
	助教								
	助手								
	計								

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

分析項目 1－3－1

教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること

- ・ 学則、運営組織規定によって、組織体制を確認し、その規定を資料とする。
- ・ 学則、運営組織規定によって、責任体制を確認し、その規定を資料とする。
- ・ 上記で言及された組織について、責任者の氏名が分かる資料を参照して、教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1－3－1）を作成して確認する。

➤ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1－3－1）

教員組織	主に対応する教育組織		根拠資料
	学士課程	大学院課程	
〇〇研究科	〇〇学部	〇〇研究科	小平大学組織運営規則第 X 条～第 X 条 小平大学教員組織編成等に関する規則第 X 条
××研究科	××学部	××研究科 □□研究科	小平大学組織運営規則第 X 条～第 X 条 小平大学教員組織編成等に関する規則第 X 条
△△院			小平大学組織運営規則第 X 条～第 X 条 小平大学教員組織編成等に関する規則第 X 条

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

分析項目 1－3－2

教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること

- ・ 教育活動に係る重要事項を審議するための組織(教授会等) について、構成、責任体制及び審議事項、権限委任事項等を確認する。
- ・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。
- ・ 教育活動に係る重要な審議事項とは、学校教育法第93条第2項に定めるもの

➤ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－2）

会議等名称	規定上の開催頻度	前年度における開催実績
〇〇学部教授会	原則月 1 回	11回
× × 学部教授会	原則月 1 回	10回
．．．		
〇〇研究科教授会	原則月 1 回	8回
× × 研究科教授会	原則月 1 回	9回
．．．		

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

分析項目 1－3－3

全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること

- ・ 教育研究活動について全学的に審議し又は実施する組織については、構成、責任体制及び審議事項、権限委任事項等を確認する。
- ・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

※教育研究活動について全学的に審議し又は実施する組織とは、教育研究評議会（国立大学）、教育研究審議機関（公立大学）、全学教務委員会、教育改革推進機構などを指す。

➤ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－3）

会議等名称	規定上の開催頻度	前年度における開催実績
教育研究評議会	原則月 1 回	14回

領域 2

内部質保証に関する基準

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

教育研究活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育研究活動等の質の改善及び向上に継続的に取り組むための内部質保証に係る体制が整備されているか否かについて、学内における責任体制が明確に規定されていることを中心として、確認し判断します。

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

その体制のもとで、教育研究環境に係る事項及び教育課程とその学習成果について、大学としてその状況を把握し、改善及び向上に結びつける取組が継続的に実施されるために必要な手順が組織として明確化され、共通に認識されているか否かを中心に、内部質保証が機能するために必要な条件が整っているか否かを判断します。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の評価では、これらの基準 2－1 及び基準 2－2 のいずれかに改善を要する点が認められた場合には、大学評価基準を満たしていないものとします。

基準 2－3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

内部質保証が実際に機能しているか否かについて、自己点検・評価によって確認された問題点が改善され、また伸ばすべき特長がどのように伸長されたかを具体的に確認することによって判断します。

機構の評価では、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集し、分析する組織的取組が効果的であった場合、学生を含む関係者からの意見を聴取し、分析する組織的取組が効果的であった場合、信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合には、内部質保証が優れて機能しているものとして高く評価します。

領域2 内部質保証に関する基準

◆ 判断の指針

基準2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

教育研究上の基本組織の新設や変更等の重要な見直しを行うにあたり、大学の内部質保証活動の一環として当該見直し事項の適切性等に関する検証を行う仕組みを有しているか否かを判断します。

基準2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

教員の採用、昇任に係る規定（教員としての教育上、研究上及び必要とするその他の能力に関する内容を含む。）の整備、教員の質を維持、向上させるための教員評価の仕組み、並びに教育能力を向上させるための組織的取組の状況を分析して、大学の内部質保証活動の一環として教員組織の機能が適切に維持されているか否かを判断します。また、教育研究活動を支援する職員や教育支援者及び教育補助者への研修の実施などにより、これらの者の質を維持、向上させるための組織的取組の状況を確認し判断します。

※機構では、『教育の内部質保証に関するガイドライン』平成29年3月31日、質保証システムの現状と将来像に関する研究会)を大学における内部質保証のあり方について刊行しているが、領域2の諸基準はその内容の実施を求めるものではない。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

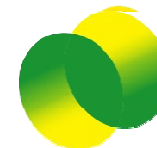
分析項目 2－1－1

大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制(以下、「機関別内部質保証体制」という。)を整備していること

- ・ 該当する体制に責任をもつ役職名(学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者)が定められていることを確認する。
- ・ 該当する体制において、教育研究活動等及び各教育課程について責任をもつ者(学部長や研究科長等。分析項目 2－1－2 との関連に留意。)と上記責任者との情報共有の形態(委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載)を確認する。

➤ 内部質保証に係る責任体制等一覧(別紙様式 2－1－1)

確認すべき要素	大学における状況	根拠規定
(1) 中核となる委員会等の名称	自己点検・評価委員会	小平大学自己点検・評価委員会規則
(2) 統括責任者	学長	小平大学教育研究評議会規則 X 条
(3) 自己点検・評価の責任者	各担当副学長	小平大学自己点検・評価委員会規則第 X 条
(4) 改善・向上活動の責任者	各担当副学長	小平大学自己点検・評価委員会規則第 X 条
(5) 委員会等の構成員	教育担当副学長、各研究科長が推薦する教員(各 1 名)、各附置研究所長が推薦する教員(各 1 名)、各センター長が推薦する教員(○名)、評価室長、その他自己点検・評価委員会委員長が必要と認めた本学の教職員(○名)	小平大学自己点検・評価委員会内規第 X 条



領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目 2－1－2

それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること

※教養教育を実施する組織が、学部や研究科と同様、その質保証に責任をもっている場合は、この表に記載することができる。

※複数分野にまたがる教育課程を有し、その課程を教育研究上の基本組織とみなしている場合は、この表に記載することができる。

➤ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式 2－1－2）

教育研究上の基本組織	組織等の長	教育課程	教育課程ごとの 質保証の責任者	備考
○○学部	○○学部長	△△学科	○○学部長	
	〃	□□学科	○○学部長	
■■学部	■■学部長	▼▼学科	▼▼学科長	
	〃	■■学科	■■学科長	
△△研究科	××研究科長	◎◎専攻	××研究科長	
	〃	◇◇専攻	××研究科長	
	〃	☆☆専攻	××研究科長	

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目 2－1－3

施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること

- ・ 施設及び設備の質保証に責任をもつ役職名
- ・ 学生支援の質保証に責任をもつ役職名
- ・ 学生の受入に責任をもつ役職名(学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者)と該当する体制（組織）を確認する。
- ・ 機関別内部質保証体制と上記責任者との情報共有の形態(委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載)を確認する。
- ・ 該当する体制（組織）の構成員を確認する。

※「管理運営等の質保証」については、基準 3－5 で確認

※実施の責任者が質保証の責任者であってもよい。

➤ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式 2－1－3）

組織	責任者	活動の内容	構成員

分析項目 2－1－3 (つづき)

記載例

施設設備

組織	責任者	活動の内容	構成員
キャンパス整備委員会	施設・安全担当副学長	・ キャンパス内環境整備 ・ 施設の新增築や大規模改修に係る設計、工事の実施	施設・安全担当副学長、各研究科長、各学部長、各付属研究所長、各センター長、施設部長、施設課長

学生支援

組織	責任者	活動の内容	構成員
厚生補導委員会	教育担当副学長	・ 保健管理センター業務	教育担当副学長、各研究科長、各学部長、各付属研究所長、各センター長、総務部長、総務課長
		・ 就職支援センター業務	教育担当副学長、各研究科長、各学部長、各付属研究所長、各センター長、学生部長、学生課長
留学生委員会	国際担当副学長	・ 留学生支援	国際担当副学長、各研究科長、各学部長、各付属研究所長、各センター長、学生部長、留学生課長

学生受入

組織	責任者	活動の内容	構成員
入学者選抜方法等検証委員会	教育担当副学長	・ 入学者選抜方法等の策定、検証	教育担当副学長、各研究科長、各学部長、各付属研究所長、各センター長、学生部長、学生課長、留学生課長

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2－2－1

それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること

- (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること
- (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること
- (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること

分析項目 2－2－2

教育課程ごとの点検・評価において、領域 6 の各基準に照らした判断が行うことが定められていること

分析項目 2－2－3

施設及び設備、学生並びに支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること

分析項目 2－2－4

機関別内部質保証体制において、関係者(学生、卒業生、卒業生の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること

分析項目 2－2－5

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること

分析項目 2－2－6

機関別内部質保証体制において立案、提案、承認された計画を実施する手順が定められていること

分析項目 2－2－7

機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること

基準 2－2 については、基本的に手順が規定されているかどうかを確認することが重要であるので、基本的に根拠となる規定を様式に従って示すことが必要。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2－2－2

教育課程ごとの点検・評価において、領域 6 の各基準に照らした判断が行うことが定められていること

- 教育課程ごとの点検・評価において、領域 6 の各基準で分析する内容の点検・評価を行うことが規定で定められていることを確認する。

➤ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式 2－2－2）

教育課程	評価の内容を規定する規定類	内部質保証の統括責任者による決定日
理学部物理学科	根拠資料 2-2-2-1 理学部内部質保証実施要項	平成30年4月1日
医学部医学科	根拠資料 2-2-2-2 医学教育評価実施要項	平成30年4月1日
工学部機械学科	根拠資料 2-2-2-3 JABEE	平成30年4月1日

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2－2－3

施設及び設備、学生並びに支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること

- ・施設設備、学生支援、学生受入に関して自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類を確認する。

※評価対象事項、実施時期、実施主体、評価基準について具体的に定められていることが必要。

➤ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式 2－2－3）

評価の対象	実施時期	評価方法を規定する規定類
施設設備	毎年度	根拠資料 2-2-3-1 小平大学キャンパス整備委員会規程 第 X 条
学生支援	2 年に 1 回	根拠資料 2-2-3-2 小平大学厚生補導委員会規程 第 X 条
学生受入	毎年度	根拠資料 2-2-3-3 小平大学入学者選抜方法等検証委員会規程 第 X 条

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2－2－4

機関別内部質保証体制において、関係者(学生、卒業生、卒業生の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること

- ・教育課程、施設及び設備、学生支援並びに学生の受入のそれぞれに関して、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取することが定められており、その結果を機関別内部質保証体制が確認する仕組みを設けていることを確認する。

※聴取対象事項のそれぞれについて、実施時期（頻度）、実施主体、意見聴取内容が具体的に定められていることが必要。

※学生からの意見聴取については、授業評価アンケートも含む。

➤ 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式 2－2－4）

評価の対象	聴取対象者	実施頻度	実施内容	評価方法を規定する規定類
教育課程	学生	毎学期	授業評価アンケート	根拠資料 2-2-4-1 各学部、研究科の教務委員会規程
〃	卒業（修了）生	毎年卒業（修了）時	達成度アンケート	根拠資料 2-2-4-2 達成度アンケート実施要領
〃	卒業生（修了生）の主な雇用者	毎年卒業（修了）時	達成度アンケート	根拠資料 2-2-4-3 達成度アンケート実施要領
施設設備	学生	3年に1回	学生生活実態調査	根拠資料 2-2-4-4 小平大学キャンパス整備委員会第X条
学生支援	学生	2年に1回	学生生活実態調査	根拠資料 2-2-4-5 小平大学厚生補導委員会規程 第X条
学生受入	学生	毎年度	入学試験結果検証	根拠資料 2-2-4-6 小平大学入学者選抜方法等検証委員会規程 第X条
〃	高等学校進路指導担当者	毎年度	入試に関する懇談会	根拠資料 2-2-4-7 小平大学入学者選抜方法等検証委員会規程 第X条

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2－2－5

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること

- 確認された自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について、検討、立案、提案するための手順を、それを定めた規定類によって確認する。
- 自己点検・評価の結果（当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）において確認された事項について、特に教育課程ごとにその質保証に責任をもつ教育研究上の基本的組織がその対応の方針及び対応の計画を策定していることを確認する。

※外部者の意見とは、経営協議会、経営審議会等外部者の参画が中心となるものを想定。

➤ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式 2－2－5）

評価の対象	検討、立案、提案の責任主体	検討、立案、提案の方法を規定する規定類
教育課程	各学部、研究科の教務委員会	根拠資料 2-2-5-1 各学部、研究科の教務委員会規程
施設設備	キャンパス整備委員会	根拠資料 2-2-5-2 小平大学キャンパス整備委員会規程 第 X 条
学生支援	厚生補導委員会	根拠資料 2-2-5-3 小平大学厚生補導委員会規程 第 X 条
学生受入	入学者選抜方法等検証委員会	根拠資料 2-2-5-4 小平大学入学者選抜方法等検証委員会規程 第 X 条

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2－2－6

機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること

- 分析項目 2－2－5 の手順を経た上で機関別内部質保証体制において承認された対応措置の実施計画について、当該計画を実施するための手順が規定上定められていることを確認する。

➤ 実施の責任主体一覧（別紙様式 2－2－6）

評価の対象	実施の責任主体	実施の方法を規定する規定類
教育課程	各学部、研究科の教務委員会	根拠資料 2-2-6-1 各学部、研究科の教務委員会規程
施設設備	キャンパス整備委員会	根拠資料 2-2-6-2 小平大学キャンパス整備委員会規程 第 X 条
学生支援	厚生補導委員会	根拠資料 2-2-6-3 小平大学厚生補導委員会規程 第 X 条
学生受入	入学者選抜方法等検証委員会	根拠資料 2-2-6-4 小平大学入学者選抜方法等検証委員会規程 第 X 条

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2－3－1

自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

- ・ 機関別内部質保証体制において決定された対応措置（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。ただし、別紙様式 2－3－1 の程度でよい。
- ・ また、確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける。
- ・ すべてが検討中でないかぎり、内部質保証の体制は機能していると判断してよい。

※取組の成果が確認できることまでは求めない。

※項目は年月順に記載すること。

➤ 計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2－3－1）

該当事項（自己点検・評価によって確認された事項）			対応計画	計画の 実施主体	進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠資料等				
					☐ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 （ ）	

内部質保証が機能していることのエビデンスの例（１）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	〇〇研究科〇〇専攻（D）において、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について検討すること。	設置計画履行状況等調査において付された意見	全学的な人事計画も含め、検討	将来構想委員会 〇〇研究科	☒ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	領域 1 基準 1 - 2
**年*月	学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったことから、今後、速やかに、入学者の学力水準に留意しつつ、定員の充足に向けた取組に努めることが望まれる	国立大学法人評価委員会による各事業年度の業務実績に対する評価	・受験者居住地の県庁所在地等への面接会場の設置 ・出願の受付を8月～1月の期間毎月行う、試験日程に新たにC日程を加える	大学院専門職学位課程（法務研究科）	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 5 基準 5 - 1
**年*月	「確率と統計」で、学生から講義内で問題を解く時間が欲しい	平成29年度授業評価アンケート	・演習の時間を組み込む	工学部	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6 - 4
**年*月	地域医療に対する学生の関心度が高い	地域医療教育に関するアンケート	6年次の臨床実習において、離島の地域病院実習を選択可能とし、派遣をする。	医学部医学科	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6 - 4

内部質保証が機能していることのエビデンスの例（２）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	履修登録や成績登録・表示等を行う教務情報システムは、22時から翌朝9時まで停止しているが、24時間稼働してほしい。	学科別・年次別懇談会	教務情報システムの更新		☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	領域 4 基準 4 - 1
**年*月	初年次教育科目の目的が十分に達成されていない。（満足度、コミュニケーション能力、図書館利用頻度が十分に高いとはいえない）	「教学評価体制（IIRネットワーク）による学士課程教育の質保証」で行った1年次生へのアンケート	・授業技法に関するワークショップの開催 ・他大学における優良事例の共有 ・目指すべき初年次教育の在り方を整理するため、「初年次教育における能動的学習の導入に関する基本的な考え方」の策定	全学学士教育プログラム委員会	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6 - 4
**年*月	教職大学院の設置について、県教育委員会と連携して進めてほしい	経営協議会において学外委員から意見聴取	教育学部・県教育委員会定期協議会の下に教職大学院連携推進会議を設置し、教職大学院の教育内容・連携協力校の設置・大学院学生の確保等に関して県が必要とする人材のニーズ把握	教育学部	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	領域 2 基準 2 - 4
**年*月	学生の不適切な実習態度等について	実習施設との意見交換	実習前に仮想現実を用いて、対象者の認知能力を疑似的に体験させる。	医学部看護学科	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 () ※集合時刻に遅れる者が大幅に減少するなど、学生の意識向上が認められている	領域 6 基準 6 - 4

内部質保証が機能していることのエビデンスの例（３）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	看護学部卒業生を教育研究に当てることができるように育てていくことの必要性から、看護学研究科に博士課程を創設すべき	教育研究審議会（外部委員）	博士課程の開設（平成○年度）	看護学研究科委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ☒ その他 （開設準備中）	領域 2 基準 2 - 4
**年*月	一部の学士課程 3 年次編入の定員充足率が低い	大学機関別認証評価	看護学科について 3 年次編入を廃止	全学教務委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 （ ）	領域 5 基準 5 - 3
**年*月	成績評価に対する異議申立制度がない	大学機関別認証評価	学士課程、助産学専攻科及び大学院課程において制度を導入		☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 （ ）	領域 6 基準 6 - 6
**年*月	ICTを活用できる学習環境の改善をしてほしい	学生の意見や要望	・学習用パソコンの増設 ・共有スペースにおける無線 LAN の利用域の拡大	情報センター	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 （ ）	領域 4 基準 4 - 1
**年*月	イングリッシュトラックの導入の推進について	経営審議会及び教育研究審議会においても外部委員	生命システム科学専攻だけでなく、情報マネジメント専攻にも拡大		☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 （ ）	領域 6 基準 6 - 4

内部質保証が機能していることのエビデンスの例（４）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	「〇〇発の企業が多い地域の特徴を十分に活かしたビジネススクールにすべき」 「女性が活躍できる企業が成長する時代になってきており、魅力ある教育プログラムの開発に努めるべき」	経営管理研究科の運営推進のための有識者会議	教育プログラムの開発 入試広報活動 地域の学外組織・団体と連携して、地域課題やニーズに対処する。	将来構想委員会	☒ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6 - 4
**年*月	カリキュラムマップの策定、明示が確認出来ない。	歯学教育認証評価検討ワーキンググループ（学内組織）	・カリキュラムマップを策定	歯学部	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6 - 3
**年*月	一部の博士前期課程・博士後期課程の入学定員充足率が大幅に下回る	機関別認証評価	・入学定員を変更 ・他の研究科における入学定員充足のための取組や定員見直しについて検討	入学試験運営委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 () 検討は継続	領域 5 基準 5 - 3
**年*月	理学部における授業資料の改善	授業評価調査	・プレゼンテーションソフトウェアを利用した授業の促進 目標値 全授業の %	全学教務委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 () ※目標値に対して・・・%達成	領域 6 基準 6 - 4
**年*月	コース管理システムが使いにくい	全学FD研究会の際に聴取	・学外からのアクセスを可能 ・簡易マニュアルをウェブサイトに掲載	教育企画室	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 4 基準 4 - 1

内部質保証が機能していることのエビデンスの例（５）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	経済学部において、より専門性の高い教育を実施することが望まれる。	全国企業の採用担当者に実施したアンケート	・メジャー制を導入（「経済分析」「国際ビジネスと社会発展」「経営イノベーション」「法と公共政策」の４メジャー）	経済学部	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6－4
**年*月	会計検査院から指摘を受けた土地・建物等の処分及び有効活用に関する処置要求については、策定した計画に従って着実に実施することが期待される。	国立大学法人評価	・宿泊施設・管理人宿舎を売却	財務部	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 3 基準 3－1
**年*月	大学教育においてグローバル人材育成のための英語（外国語）コミュニケーション能力の強化策を求める意見	「大学教育の質改善に向けた企業からの意見収集調査」	TOEIC 600点を４年次時進級要件とする。	全学教務委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6－4
**年*月	グローバル化・国際化に係る取組を強化することの必要性	外部有識者を含めて構成される経営協議会委員	「グローバル人材育成推進事業」及び「博士課程教育リーディングプログラム」等の教育プログラムを充実、開設した	〇〇研究科	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6－4
**年*月	シラバス（学士課程・大学院課程）の記載内容に精粗がある	大学機関別認証評価	・ガイドラインの作成 ・シラバス登録システムの改修	全学教務委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6－4

内部質保証が機能していることのエビデンスの例（6）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	一部の建物において、バリアフリー化が不十分である	大学機関別認証評価	出入口のスロープ、自動ドア、身体障害者用トイレ及びエレベーターを整備	施設環境部	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 4 基準 4 - 1
**年*月	「自分の通算 G P A の学年順位について簡単に参照できるように検討してほしい」	「学生による授業評価」	学生各自の G P A の分布を開示することとした。	学生サービス課	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6 - 6

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2－3－2

（インスティテューショナル・リサーチの取組が内部質保証を効果的にしている）

機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること

分析項目 2－3－3

（意見聴取が内部質保証を効果的にしている）

機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること

分析項目 2－3－4

（法令による評価、分野別評価などの結果が内部質保証で活用されている）

質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること

これらの取組について、その成果をアピールする記述を求める。

ただし、

- 分析項目 2－3－2 については、たとえば学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を資料として添付することができる。
- 分析項目 2－3－3 については、どの団体が「質保証を行うに相応しい第三者」であるかを認証評価委員会が判断する必要があるので、大学の実際の取組を確認しながら進めることとする。大学からの協力を求めたい。
- 効果的に機能していることが機構による評価において確認できれば、優れて機能していることを指摘(重点的評価事項について段階判定)することになる。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

分析項目 2－4－1

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、分析項目 2－1－1 で明示された機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること

- この分析項目は、内部質保証とガバナンスとの関係の状況を理解するうえで重要であるが、
- 教育研究上の基本組織の改廃に関しては、変更の際の認可申請や届出の文書の該当箇所を使って確認する。
- 「仕組み」の確認にはなりにくいが、見直しの実質を確認する。
- 教育課程に関する「ポリシー」の変更については、分析 2－2－1 の分析する際に参照した資料と同一であってもよい。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目 2－5－1

教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること

- ・ 教員の採用や昇格等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の水準を定めていることを確認する

⇒ 通例、「教員採用基準」のような規定

- ・ その水準の判断を行う方法を明確に定めていることを確認する。

⇒ 通例、「人事選考規程」のような規定

- ・ 特に教育研究上の指導能力については、その水準の判断を面接、模擬授業等で行っていることを確認する。

➤ 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式 2－5－1）

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
〇〇学部	15人	面接 15人 模擬授業 7人	5人	面接 5人 模擬授業 5人
〇〇研究科	3人	面接 3人 模擬授業 3人	3人	面接 3人 模擬授業 3人

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目 2－5－2

教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること

- ・ 教員の教育及び研究活動に関する評価を継続的（定期的）に実施すること、及び、教員評価の目的を定めていることについて、規則等で規定していることを確認する。

⇒ 評価の目的と継続実施を担保する規定が含まれていることが必要

- ・ その他の活動について教員評価を実施している場合は、それを含めて確認する。

⇒ 規程、評価のための様式等を参照

※その他の活動とは、例えば、管理運営、社会貢献、診療を含む。

- ・ 規定に基づいて実施されていることについて、評価実施年度、評価対象者、評価結果を確認する。

➤ 教員業績評価の実施状況（別紙様式 2－5－2）

評価実施年度	評価対象者数	評価結果	備考
〇〇〇〇年度	623人	S:3人 A:19人 B:600人 C:1人	
〇〇〇〇年度	623人	改善を要する教員の数 5人	31年度から教員業績評価の目的を教育の改善に特化させることとしたため

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目 2－5－3

評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること

- 評価結果を、個々の教員の処遇や教育研究費の配分、改善への指導等に反映させる規定がある場合は、その規定を確認する。
- 分析項目 2－5－2 において確認した評価結果ごとの反映実績を確認する。

➤ 評価結果に基づく取組（別紙様式 2－5－3）

評価実施年度	評価対象者数	評価結果に基づく取組	備考
〇〇〇〇年度	623人	研究費の加算 (S：30%、A:15%)	
〇〇〇〇年度	623人	部局長面談（5人）	31年度から教員業績評価の目的を教育の改善に特化させることとしたため

※別紙様式 2－5－2 において確認した評価結果に対応

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目 2－5－4

授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（F D）を組織的に実施していること

- F Dの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業見学等）及び実施状況（教員参加状況を含む。）を確認する。
 - 別紙様式において、全学的でなくとも組織的取組である場合には、「主催」を明示する。

➤ F Dの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2－5－5）

取組	主催	実施内容・方法	参加者数
〇〇学部FD研修会	〇〇学部	教員集会、アンケート調査	4人
F Dセミナー	FD委員会	ゲスト・スピーカーの講演、アクティブ・ラーニング実践例紹介	2人
授業見学	FD委員会	授業を見学し、レポートを提出	20人

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目 2－5－5

教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や及び教育補助者が活用されていること

- 教育課程を展開する上で（大学の目的等に照らして）必要な教務や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員等の配置状況を確認する。
- 演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する職員の配置、T A 等の教育補助者の配置状況、活用状況を確認する。

➤ 教育支援者・教育補助者一覧（別紙様式 2－5－5）

教育支援者

職種	所属	常勤	非常勤	計
教務関係や厚生補導等を担う職員	学生部教務課	2	1	45
	学生部学生課	2	1	
	・・・	・・・	・・・	
教育活動の支援や補助等を行う職員	〇〇センター	3	2	35
	××部フィールドセンター	2	1	
	・・・	・・・	・・・	
図書館の業務に従事する職員	本館	11	2	17
	分館	3	1	

T A 等教育補助者

教育研究上の基本組織等	総科目数	配置科目数	延べ人数	備考
A 学部	422	250	1,200	
B 学部	380	100	900	
教養教育	414	280	1,900	
・・・	・・・	・・・	・・・	

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目 2－5－6

教育支援者、教育補助者その他教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

- ・ 研修等の方針、内容・方法及び実施状況等を確認する。
- 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2－5－6）

職種	研修名	研修内容	主催者	回数	参加延べ人数
教務関係や厚生補導等を担う職員	学生生活支援教職員研修	学生生活の諸問題を共通認識し、支援に向けて円滑な運営に資する。	学務部		25人
教育活動の支援や補助等を行う職員	技術職員研修会	日々の業務の情報共有と課題の解決により、教育支援の質の向上に資する。	研究開発推進部		15人
	技術発表会	技術職員の業績や活躍を広く学内外に紹介する機会であるとともに、日頃の教育支援業務の中で得た成果等の発表により、教育支援の質の向上に資する。	小平大学技術発表会実行委員会		7人
図書館の業務に従事する職員	〇〇地区新採用図書館職員研修	所属大学等では習得の機会が少ない大学図書館の概要と実務の基礎的知識を習得させることにより、図書館業務の基本的な対応を修得する。	小平東大学		35人
	大学図書館短期職員研修	大学図書館等の活動を活性化するため、図書館業務の基礎知識・最新知識を修得する。	国立情報学研究所		5人
T A 等の教育補助者	TA研修会	TAの在り方・心構え等についての指導。	各部局		250人

領域 3

財務運営、管理運営及び情報 の公表に関する基準

領域 3 財務運営、管理運営及び 情報の公表に関する基準

◆ 判断の指針

基準 3－1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

財務運営が大学等の目的に照らして安定しているか否かを判断します。

基準 3－2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

管理運営のための体制が明確に規定され、機能しているか否かを判断します。

基準 3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有しているか否かを判断します。

基準 3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

機関としての大学を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されているか否かを判断します。

基準 3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

財務及び管理運営に関する内部監査を含む内部統制及び監事の体制が機能しているか否かを判断します。

基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

大学等の目的、教育研究に関する基本方針、教育研究上の基本組織、教育研究の実施体制、教育課程及び学生の状況等、教育研究活動等の状況に関する基本的な情報、自己点検・評価の結果など法令により公表が求められている情報が適切に公表されているか否かを判断します。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3－1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること



分析項目 3－1－1

毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること

- ・ 財務諸表等について、法令等に従い、必要な手続きを経ていることを監事、会計監査人の監査報告書により確認する。

※法人化されていない大学において、設置者の責任において大学の財務状況を示す資料が作成されている場合はその状況を確認する。

分析項目 3－1－2

教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること

- ・ 過去 5 年間の予算・決算の状況を確認する。
- ・ 各項目に関し、30%以上乖離している場合は、その理由を確認する。
- ・ 経常損失がある場合は、その理由を確認する。
- ・ 特別損失が過大である場合は、その理由を確認する。

➤ 予算・決算の状況（過去 5 年間分）がわかる資料（別紙様式 3－1－2）→ **次ページ参照**

➤ 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3－1－2）

予算の部

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経常費用					
教育研究経費					
診療経費					
人件費					
一般管理費					
その他					
経常収益					
運営費交付金収益					
学納金収益（入学、授業、検定料）					
附属病院収益					
補助金・寄附金収益					
その他					

各項目に関し、30%以上乖離している場合は、その理由を確認する。

決算の部

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経常費用					
教育研究経費					
診療経費					
人件費					
一般管理費					
その他					
経常収益					
運営費交付金収益					
学納金収益（入学、授業、検定料）					
附属病院収益					
補助金・寄附金収益					
その他					

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3－2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること



分析項目 3－2－1

大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること

- 大学の管理運営のための組織の状況について、特に、学長、副学長、学部・研究科等の長等の役割を中心として組織の構成を整理し、規模や機能状況を確認する。
- 大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在を確認する。
- 大学を設置する法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、その位置づけを分析して、大学の管理運営のための組織として、適切な規模と機能を有していることを確認する。

※ 「組織図」を転載することも可。

分析項目 3－2－2

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る体制が整備されていること

- 事業者としての大学に課される法令遵守事項等への対応体制の整備状況として、責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する。
- 予期できない外的環境の変化等に対応するための、危機管理等に対応する責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する。

➤ 法令遵守事項一覧（別紙様式 3－2－2）

➤ 危機管理体制等一覧（別紙様式 3－2－2）→ **次ページ参照**

➤法令遵守事項一覧（別紙様式 3 - 2 - 2）

遵守すべき義務	規定等整備状況	責任部署	備考
情報公開	情報公開規程	総務部	
個人情報保護	個人情報保護規程	総務部	
公益通報者保護	公益通報者保護規程	総務部	
ハラスメント防止	ハラスメント防止規程	総務部	
安全保障輸出管理	安全保障輸出管理規程	研究協力部	
生命倫理	生命倫理規程	研究協力部	
動物実験	動物実験規程	研究協力部	

➤危機管理体制等一覧（別紙様式 3 - 2 - 2）

	規定等整備状況	責任部署	備考
防火・防災	防火・防災規程	危機管理室	
情報セキュリティ	情報セキュリティ規程	危機管理室	
研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止	研究活動に係る不正行為防止規程	研究協力部	

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること



分析項目 3－3－1

管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

- ・ 円滑な管理運営の実現に資するための事務組織について、役割や人員の配置状況、責任体制、規模を確認する。

➤事務組織一覧（部署ごとの人数）（別紙様式 3－3－1）（分析項目 2－5－6 教育支援者を含む。）

部 署	主な役割	人 数	備 考
総務部	教職員の採用等	18人	
財務部	財務会計事務等	14人	
学務部	教育補助、支援	12人	

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

分析項目3-4-1

教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること

- 大学の管理運営のための組織の責任体制（分析項目3-2-1）と事務組織（分析項目3-3-1）の関係を確認する。
- 大学の管理運営に係る合議体に、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する。

※役割分担が適切であるとは、教員と事務職員等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。

⇒ 重要な合議体に教員と事務職員が構成員として参加することを定める規定及び評価実施年度における参加者の役職名の(規定に沿った)表を根拠資料とする。

➤ 教職協働の状況（別紙様式3-4-1）

合議体名称	構成員（教員）	構成員（事務職員）	根拠規定
教育研究審議会	学部長 学部から選出される教授等	事務局長 教務部長	教育研究審議会規定
学生委員会	学生担当副学長 学生支援センター長 学部から選出される教員	学生課長 国際課長	学生委員会規定
・・・			

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

分析項目3-4-2

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

- ・SDの実施内容・方法及び実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

※大学が独自に実施する研修と、学外の団体が主催する合同研修の企画（たとえば、国立大学協会の大学マネジメントセミナー、公立大学協会の公立大学職員セミナー）とを区別する。

※スタッフ・ディベロップメント（SD）とは、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員（事務職員のみならず教員も含む。）を対象とした、必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるとともに、その他必要な取組を行うことをいう。

➤ SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）

取組の名称	主催	実施内容・方法	対象者	参加者数
新規採用職員研修	小平大学	講義・ワークショップ	☐ 役員 ☐ 教員 ☒ 事務職員	10人
公立大学職員セミナー	公立大学協会	講義・ワークショップ	☒ 役員 ☒ 教員 ☒ 事務職員	30人
・・・				

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

分析項目3－5－1

監事が適切な役割を果たしていること

- ・ 監事の監査の内容（財務（会計）監査、業務監査）、方法及び実施状況等を確認する。
- ・ 監事が置かれていない場合は、適切な監査等が行われていることを確認する。

⇒ 以上の2点について監事監査報告書

分析項目3－5－2

会計監査人による監査が実施されていること

- ・ 会計監査人の監査の内容・方法及び実施状況等を確認する。⇒ 監査報告書
- ・ 設置者において会計監査人が指名されていない場合は、財務諸表等の監査の実施状況を確認する。

※法人化されていない公立大学その他会計監査人による監査が法令上求められていない場合は非該当

分析項目3－5－3

独立性が担保された主体により内部監査を実施していること

- ・ 内部監査の独立性（内部統制）が担保されていることを確認する。

⇒ 組織規定における独立性を担保する条項

- ・ 内部監査の内容・方法や実施状況等を確認する。⇒ 関連する報告書

分析項目3－5－4

監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間の情報共有を行っていること

- ・ 監事による監査とそれ以外の内部監査、会計監査人監査の連携の状況について確認する。⇒ 議事メモ等

※各種の監査主体：法令により置かれている監事及び会計監査人並びに内部監査の主体

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること



分析項目3－6－1

法令等が公表を求める事項を公表していること

- 大学等の目的、学位授与方針、教育課程方針及び学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動等についての情報を社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

➤ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3－6－1）

公表を求める事項	公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL等）
《学校教育法施行規則第172条の2》	
教育情報 ☐ 大学の目的 ☐ 学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針 ☐ 教育研究上の基本組織 ☐ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ☐ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ☐ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ☐ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準 ☐ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ☐ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること ☐ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	☐ ウェブサイト （URL：教育情報：http://www. ） ☐ その他 （大学概要、大学案内、 ）

➤ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 3 - 6 - 1）

公表を求める事項	公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL等）
《独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条》 《その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令》	
財務諸表等	☐ ウェブサイト （URL：情報公開：http://www. ） ☐ その他 （ファイナンシャルレポート、・・・ ）
《学校教育法第109条第1項》	
自己点検・評価の結果	☐ ウェブサイト （URL：情報公開：http://www. ） ☐ その他 （ ）
《平成15年文部科学省告示第53号第3条第2項》	
法科大学院の未修者又は実務経験者の割合が2割に満たない場合には入学者選抜の実施状況	☐ ウェブサイト （URL：法科大学院：http://www. ） ☐ その他 （ ）
《教育職員免許法施行規則第22条の6》	
認定課程を有する大学は、教員の養成の状況 ☐ 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること ☐ 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること ☐ 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること ☐ 卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること ☐ 卒業生の教員への就職の状況に関すること ☐ 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	☐ ウェブサイト （URL：教育学部：http://www. ） ☐ その他 （ ）

領域 4

施設及び設備並びに学生支援に関する基準

領域 4 施設及び設備並びに 学生支援に関する基準

◆ 判断の指針

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

研究室、教室等の施設や自主的学習や課外活動のための施設が、学生数、教育内容、教育方法等を考慮して適切に整備されているか否かを確認するとともに、教育に必要な附属施設等が設置され、適切に整備され、有効に活用されているか否かを判断します。また、学習、研究のために資料、文献及びインターネット資源を効果的に利用できる学術情報環境を提供しているか否かを確認し判断します。

基準 4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

生活や進路、ハラスメント等に関する相談・助言体制等が整備され、課外活動が円滑に行われるように支援しているか否かを判断します。さらに、経済的に就学が困難な学生に関する援助等の対応策が用意されているか、また、留学生、障害のある学生等、特別な支援が必要と考えられる学生に対して適切な支援が行われているか否かを判断します。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目 4－1－1

教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること

- 校地、校舎の基準面積について、設置基準で規定されている面積に係る基準を満たしていることを確認する。
- 施設・設備としては、大学設置基準に規定されている「校地、運動場、体育館、研究室、講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設その他の施設等」について確認する。
- 共同課程を置いている場合は、その状況が該当する設置基準を満たしていることを確認する。
- 空地の代替措置及び運動場の代替措置を適用している場合は、その状況について分析。
- 夜間において授業を実施している課程又は大学院において大学院設置基準第14条の特例を適用している場合は、これら施設・設備の利用方法、利用時間等を確認する。
- 2以上のキャンパスで教育を実施している場合は、各々の実施体制、実施上の工夫や学生移動の状況等を確認する。

➤ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式 4－1－1）

学部・研究科名	キャンパス	実施の状況（実施体制、利用時間等）
〇〇学部	〇〇キャンパス	体育館（平日：9時から21時、土日祝日：9時から19時）
〇〇学部	〇〇キャンパス	演習室（平日：9時から20時、土日祝日：9時から18時）
〇〇学部	〇〇キャンパス	実験室（平日：9時から21時、土日祝日：9時から20時）
〇〇学部	〇〇キャンパス	実習室（平日：9時から20時、土日祝日：9時から18時）

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目4－1－2

法令が定める実習施設等が設置されていること

- 特定の学部又は学科に置かれる組織については、大学設置基準第39条に基づき設置が必要とされる附属学校や附属病院等が設置されていることを確認する。

➤ 附属施設等一覧（別紙様式4－1－2）

学部又は学科名	附属施設
教育学部	小平大学附属小学校
医学部	小平大学附属病院

分析項目4－1－3

施設・設備における安全性について、配慮していること

- 施設・設備における耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。
- 耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。
- 施設・設備の老朽化に対する対応の状況について確認する。
- 外灯や防犯カメラの設置等、各大学固有の事情等に応じて安全・防犯面への配慮がなされていることを確認する。
- 施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされていることを確認する。
- その他施設・設備に法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目4－1－4

教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること

- ・ 情報通信におけるコミュニケーションの重要性を踏まえつつ、教職員及び学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境の整備状況や活用状況を確認する。
- ・ 整備状況については、ICT環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。
- ・ 授業管理を支援するための統合化されたオンラインシステム等の学習支援環境の基盤のICT化が行われている場合は、その整備と活用の状況を含めて確認する。

⇒ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）への回答内容を資料とする。

※ ICT (Information and Communication Technology) とは、情報・通信に関する技術一般の総称

分析項目4－1－5

大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること

- ・ 図書館を中心に図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。

⇒ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）への回答内容を資料とする。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目 4－1－6

自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること

- 自主的学習環境の整備状況（部屋数、机、パソコン等の台数等）については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。

※自主的学習環境の整備など、特色ある学習環境の構築により成果が得られている場合は、その内容について確認する。

➤ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4－1－6）

名称	キャンパス・棟	席数	主な設備	利用時間
自習室	〇〇キャンパス 総合研究棟	100席		平日：9時から21時、土日祝日：9時から19時
情報機器室	〇〇キャンパス 教養教育棟	25席	パソコン25台	平日：9時から20時、土日祝日：9時から18時
グループ討議室	◇◇キャンパス 図書館	30席		平日：9時から20時、土日祝日：9時から18時
．．．．				



領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目 4－2－1

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること

- ・生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。
- ・健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。
- ・就職等進路に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。
- ・各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制の整備及び相談実績を確認する。
- ・各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する。

※留学生に対しての支援の実施については、分析項目 4－2－3 で確認

※障害のある学生等に対しての支援の実施については、分析項目 4－2－4 で確認

➤ 相談・助言体制等一覧（別紙様式 4－2－1）

機能	組織の名称	根拠規定	配置された人員	支援の内容	相談の実績
総合的相談	キャリアセンター	キャリアセンター規程	11人	相談対応	200件
身体的健康に係る支援・相談	保健センター	保健センター規程	5人	健康相談	50件
精神的健康に係る支援・相談	保健センター	保健センター規程	5人	健康相談	80件
就職・進路に係る支援・相談	就職支援室	就職相談室規程	10人	就職相談	250件
各種ハラスメントに係る防止	ハラスメント防止委員会	ハラスメント防止委員会規程		防止体制整備	
各種ハラスメントに係る相談	ハラスメント相談室	ハラスメント相談室規程	8人	ハラスメント相談	10件

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目4－2－2

学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること

- ・課外活動の支援について、課外活動団体数、課外活動施設設備の整備、及び運営資金や備品貸与等の支援の状況を確認する。

※大学が組織として支援すべき部活動等の範囲については、大学の判断による。ただし、あくまでも大学の組織的活動として分析することが必要。

※課外活動団体等への支援実績を示す資料は、あくまでも大学の支援の実績であり、部等の活動実績そのものを評価するものではない。

➤ 課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4－2－2）

支援の分類	内容	備考
課外活動施設設備の整備	運動場	
	サッカー場 2面	
	部室及びサークル室 50室	
運営資金	1団体10万円	
備品貸与	ボール、ネット、シャトル	

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目4－2－3

留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

- ・ 留学生に対する生活支援の実施体制及び実施状況について確認する。

⇒ 資料としては、関連するセンターの年次報告等を提示

分析項目4－2－4

障害のある学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

- ・ 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援の実施体制及び実施状況について、関係法令の趣旨を考慮して確認する。
- ・ 対象となる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて生活支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。

※関係法令としては、障害者差別解消法を含む。したがって、義務化された事項については、その定めがあることを示す資料

※施設・設備のバリアフリー化への対応については、基準4－1において確認

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目4－2－5

学生に対する経済面での援助を行っていること

- ・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知及び利用実績について確認する。
- ・入学料・授業料免除、奨学金（給付、貸与）、学生寄宿舍等、各大学固有の事情等に応じて、学生の経済面の援助が行われているかについて確認する。

➤ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4－2－5）

支援の内容	担当する組織名称	根拠規定	配置された人員	支援の実績	財源
奨学金制度窓口の周知	学生支援課	学則第X条	10人	421人	教育研究経費
大学独自の奨学金制度	学生支援課	学則第X条	10人	40人	教育研究経費
入学料の免除	学生支援課	学則第X条	10人	30人	教育研究経費
授業料の免除	学生支援課	学則第X条	10人	50人	教育研究経費
寄宿舍の整備	財務課	学則第X条	11人	80室	教育研究経費

領域 5

学生の受入に関する基準

領域 5 学生の受入に関する基準

◆ 判断の指針

基準 5－1 学生受入方針が明確に定められていること

大学等の目的に沿って、どのような能力や適性等を有した学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのか等の考え方をまとめた学生受入方針を学位授与方針及び教育課程方針との整合性に留意しつつ明確に定めているか否かを判断します。

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること

学生の受入が適切な体制の下、公正かつ適切な方法により行われ、学生受入方針に沿った方法に基づいて入学者選抜が実施されているか否かを判断します。

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

大学の教育体制が、教育の効果を担保する観点から収容定員に応じて整備されることに鑑み、特に入学定員に対する実入学者数が適正な数となっているか否かを判断します。

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目 5－1－1

学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること

- ・ 学生受入方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。
 - 「求める学生像」については、入学前に学習しておくことが期待される内容
 - 「入学者選抜の基本方針」については、入学者受入方針を具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用し、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか
 - 特に学士課程については、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素（（1）知識・技能、（2）思考力・判断力・表現力等の能力、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）」についてどのような成果を求めるか）

※公表は基準 3－6 で確認

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目 5－2－1

学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること

- 学士課程、大学院課程ともに入試の種類ごとに、入学者選抜の方法（学力検査、面接等）が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認する。
- 面接が含まれている場合は、面接要領等があることを確認する。
- 実施体制の整備状況（組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等）を確認する。

➤ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式 5－2－1）

学部・研究科	入試の種類	選抜方法	募集要項の記載ページ
〇〇学部	一般入試	学力検査	http://
〇〇研究科	一般入試	学力検査、面接	http://

分析項目 5－2－2

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること

- 入試に関する研究委員会など、検証するための組織や具体的な取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況を確認する。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目5－3－1

実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと

- ・ 学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する。
- ・ 学部又は研究科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組がなされていることを確認する。

※実入学者数には、秋期入学者のほか、国費留学生や外国政府派遣留学生等の入学者を含める。

※学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均に関しては、適切な教育環境を確保する観点を重視し、「1.3倍以上」、又は「0.7倍未満」の場合は、「大幅に超える、又は大幅に下回る」とする。

➤ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2

学部名	学科名	項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	入学定員に対する平均比率	備考
○ ○ 学 部	○ 学 科	志願者数							
		合格者数							
		入学者数							
		入学定員							
		入学定員充足率							
		在籍学生数							
		収容定員							
	○ 学 科	収容定員充足率							
		志願者数							
		合格者数							
		入学者数							
		入学定員							
		入学定員充足率							
		在籍学生数							
		収容定員							
		収容定員充足率							

領域 6

教育課程と学習成果に関する基準

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

◆ 判断の指針

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

学位授与方針において、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示しているか否かを判断します。

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

教育課程方針が、学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成の方針、当該教育課程における学習方法、学習過程、学習成果の評価の方針を具体的に示しているか否かを判断します。

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則し、授与される学位に付記する分野と整合的であるとともに体系的であり、かつ相応しい水準であるか否かを判断します。また大学院課程に関しては、研究指導に係る指導の体制についても判断します。

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

適切な授業形態、学習指導の方法が採用されていることについて、主としてシラバスの記載内容、履修登録科目に関する単位の上限の設定（C A P 制）等について、適切であるか否かを判断します。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

◆ 判断の指針

基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

学位授与方針を参照しつつガイダンスが実施され、学生のニーズに則した履修指導や学習相談の体制が整備されているか否かについて判断します。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生を受け入れている場合の適切な学習支援の実施状況について確認し判断します。

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

教育課程方針に基づいて、成績評価基準を学生に周知しており、その基準に従って成績評価、単位認定を実施しているか否か、さらに、厳格かつ客観的な成績評価を実施するため、成績評価の適切性の確認や異議申し立ての仕組みを組織的に設けているか否かを判断します。

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

学位授与方針に則して卒業又は修了の要件が策定され、評価の基準が明確であり、それらが学生に周知され、卒業又は修了の認定が適切に行われているか否かを判断します。

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

卒業又は修了時の状況、並びに卒業又は修了後一定期間経過後における関係者への調査の状況など、学習成果の状況を把握する取組の結果に基づき、学位授与方針に明示する学習成果が上がっているか否かを判断します。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

《自己評価書作成にあたっての留意事項》

- 分析項目 2－1－2 において確認された教育研究上の基本組織等ごとに確認し判断します。
- 第三者による検証、助言等の報告書をもって領域 6 の各基準の自己評価に代えることができます。

➤ 領域 6 総括表

	基準 6－1	基準 6－2	基準 6－3	基準 6－4	基準 6－5	基準 6－6	基準 6－7	基準 6－8	備考
A 学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
B 学部	満たしている	満たしていない	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
C 研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	一部の専攻を除き満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
法科大学院	独立行政法科大学改革支援・学位授与機構の専門職大学院認証評価において適合と判定されている								
教養教育センター	該当なし	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	
～	～	～	～	～	～	～	～	～	～

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

《自己評価書作成にあたっての留意事項》

- 「現況、目的及び特徴」における記載、分析項目 2－1－2 における教育課程との対応づけと整合的に整理する。
- 領域 6 の分析に当たり、信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合には、当該第三者による検証、助言等の報告書をもって領域 6 の各基準の自己評価に代えることができる。
- ただし、検証、助言を受けた後に重要な変更があった場合には、その変更に係る基準について確認し、分析する。
- なお、当該第三者としての該当性に関しては、関係する大学等に確認しつつ、機構が別に定めるものとします。
 - 法令等に基づくもの
 - 民間評価団体

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目 6－1－1

学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

- ・「**具体的かつ明確**」であることの判断指針としては、
 - 学生が教育課程の終了時点で獲得することが期待される能力の具体的内容とその程度を示していること。
 - その際、学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズに配慮していることがわかるように定められていること。
 - また、学生の学習の目標となり、教育課程の編成・実施方針の策定を制約する内容となっていること。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目 6－2－1

教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること

- 教育課程方針において、分析項目本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認
- 特に、「学習成果の評価の方針」については、機構による2巡目の評価では、それを学位授与の方針との関係で分析する観点を設けていたところから、その点についても留意
- 教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認する。

分析項目 6－2－2

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

- 教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認する。
- 信頼できる第三者の評価を受けている場合は、当該第三者評価における該当する事項及びその評価結果を確認する。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目 6－3－1

教育課程の編成が、体系性を有していること

- 教育課程の体系性のエビデンスになる資料

- カリキュラム・マップ
- コース・ツリー
- 履修モデル
- コース・ナンバリング
- その他

- 教養教育及び専門教育のバランス、必修科目・選択科目等の配当等について機構による評価において確認できるようにシラバスの提供を(別途)求めている。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目 6－3－2

授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること

- ・「一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とする。」設置基準の規定を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。

※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。

⇒ 以下のいずれかを示すこと。

- 信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合
- 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている場合
- シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合
- 自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施している場合

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目 6－3－3

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

- 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。
- 2巡目の評価結果を考慮して、「実際に行われている」ことは確認しないでよい。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目 6－3－4

大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること

- 必要な資料・データとしては、研究指導の基本方針、考え方、指導体制を整備する規定であるが、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、年間研究指導計画の作成・活用については、「研究科規程」レベルでは十分に規程されていない場合もあることに注意
- 中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、T A・R Aとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らして、研究指導に対する取組が行われていることを確認し、優れた成果が出ている場合には特記事項として記載してください。

分析項目 6－3－5

専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること

- 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成され、教育課程連携協議会が運用されていることを確認する。

※専門職学科を有しない教育研究上の基本組織等は、分析は不要

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6－4－1

1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること

分析項目 6－4－2

各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること

分析項目 6－4－3

シラバスに授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載され、学生に対して明示されていること。

⇒以上について、
資料としては、規程類及びシラバスを示すこと。
理由・説明があれば特記事項として記載する。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6－4－4

教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること

- 教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。
- 教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況（該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数）を確認する。

※実際に授業を担当しない場合でも、専任の教授又は准教授が授業の内容、実施、成績に関して責任をもっている場合は、その授業科目を分析項目の状況に準ずるものとして分析することが可能

➤ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6－4－4）

教育上主要と認める授業科目の定義	専門教育科目の必修及び選択必修科目		
授業科目数	200科目	専任の教授又は准教授が 担当する科目数	170科目

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6－4－5

専門職大学院においては、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること

- ・ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていることを確認する。

※専門職大学院以外は、この欄に「該当なし」と明示

分析項目 6－4－6

大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合には、法令に即した実施方法となっていること

- ・ 大学院において、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に即した実施方法となっていることを確認する。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6－4－7

薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること

- ・ 薬学実務実習に必要な施設が確保され、実施していることを確認する。

※薬学 6 年制の課程を設置していない場合は、この欄に「該当なし」と明示

分析項目 6－4－8

教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること

- ・ 連携協力校を確保していることを確認する。

※教職大学院以外は、この欄に「該当なし」と明示

分析項目 6－4－9

夜間において授業を実施している課程を置いている場合には、配慮を行っていること

- ・ 夜間においての授業の実施に際し、そのための配慮を行っていることを確認する。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6－4－1 0

通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること

- ・ 講義室における授業形態と同様の教育効果が得られるような配慮がなされているか、特にメディアを利用して行う授業においては、双方向性の担保や指導補助者の配置、学生の意見交換の機会等、対面授業と同等の教育効果が得られるような配慮がなされているか、整備状況について確認する。
- ・ 印刷教材等による授業、放送授業及びメディアを利用して行う授業の場合は、添削や質疑応答等による指導が行われているか、指導状況について確認する。

分析項目 6－4－1 1

専門職学科においては、授業を行う学生数が法令に則していること

- ・ 専門職学科において、授業を行う学生数が法令に則して原則として40人以下することとしていることを確認する。

※専門職学科を有しない教育研究上の基本組織等は、この欄に「該当なし」と明示

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

分析項目 6－5－1

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること

- ・ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言が行われていることを確認する。
- ・通信教育を行う課程を置いている場合は、そのための履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていることを確認する。
- ・授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む。）の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入などの取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。

➤ 履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1）

取組	実施組織	実施状況
ガイダンス	〇〇学部	年度当初 学部（1回）、学科別（1回）
担任制	〇〇学部	1年次、2年次においては、出身地別 3年次、4年次においては、専門別
ポートフォリオ	教育支援センター	・・・センター報告書
能力別クラス分け	教育支援センター	英語について、TOEIC点数によって3段階に分けて実施
リメディアル教育	教育支援センター	入学時に一斉テストを課し、一定点数以下の者に対し実施

※全学組織による支援については、同一の内容を記載すること。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

分析項目 6－5－2

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること

- ・ オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する。
- ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制を整備し、学習相談、助言等の学習支援が行われていることを確認する。

➤ 学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2）

取組	実施組織	実施状況
オフィスアワー	〇〇学部	平成30年度においては・・・
学習相談	〇〇学部	

※全学組織による支援については、同一の内容を記載すること。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

分析項目 6－5－3

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること

- ・ インターンシップ等の実施状況を確認する。
- ・ その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。

➤ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6－5－3）

取組	実施組織	実施状況
キャリア関連科目の開設	就職支援センター	キャリア科目Ⅰ（受講者20人）、キャリア科目Ⅱ（受講者50人）の開講
インターンシップ	就職支援センター	国内7施設 30人、国外2施設 1人
ボランティア活動	教育支援センター	近隣地方自治体の社会福祉協議会と連携し、実施（学童保育支援 200人）

※全学組織による支援については、同一の内容を記載すること。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

分析項目 6－5－4

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること

- ・履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について確認する。
- ・特に障害のある学生については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。
- ・その他履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。

※施設・設備のバリアフリー化及び法令遵守については、基準 4－1 において確認

➤ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6－5－4）

対象	実施組織	実施状況
障害のある学生	〇〇学部	ノートテーカーの配置
留学生	国際本部	留学生相談室の開室
その他履修上特別な支援を要する学生	〇〇学部	IT 機器を利用した遠隔指導

※全学組織による支援については、同一の内容を記載すること。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目 6－6－1

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること

- 「評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準」を定めているとは、たんに評語(の種類)を定めているだけ、または、評語を適用する「素点」の範囲を定めているだけでなく、学位授与の方針と一貫性をもって策定された教育課程の編成・実施方針に基づいて開設されている科目を履修することによる到達目標に則して、評語の適用の基準が示される必要がある。
- 「組織として定めた」とは、個別の科目の成績評価、単位認定は授業担当教員の責任において実施されることを前提として、適用された評語によって、学生がどの程度の学習成果を上げているかを他大学、社会が理解できるように大学等が明確にしていることである。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目 6－6－2

成績評価基準を学生に周知していること

- ・ 学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

⇒資料としては、ウェブサイトのURL並びに(もしあれば)学生に対する配布物の表紙及び目次を示すこと。ただし、当該URLが機構による書面調査、訪問調査の期間、少なくとも学内からアクセス可能であることを示すこと。

分析項目 6－6－3

成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること

- ・ 成績評価の分布の点検を組織的に実施していることの資料としては、成績評価分布についてのガイドライン（Aをクラスの30％程度とするなど）の策定や成績評価の妥当性の事後チェック（偏りの点検）、答案の返却、模範解答あるいは採点基準の提示等を定めた規定及びその実施状況の確認ができる資料を提示する。
- ・ GPA制度を実施している場合は、その目的と実施状況について定めてある規定及び実施の確認ができる資料を提示する。
- ・ 個人指導などが中心となる科目の場合(たとえば、芸術の実技科目)は、成績評価の客観性を担保するための措置を定めた規定を提示する。
- ・ 修得する単位の実質を学生が修得していることを担保するなどの目的のために、45時間の学習時間の確保の実態に関する調査を実施している場合には、その調査結果を資料として提示する。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目 6－6－4

成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

- 資料としては、成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと、受付後の対応の手順、様式等を定める規定を提示する。
- 自己評価においては、申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認することとしている。ただし、書面調査において疑義が生じたときに確認事項として実施の状況を資料として求めるが、自己評価書において資料として提示する必要はない。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目 6－7－1

大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業修了要件」という。）を組織的に策定していること

- 以下の内容を定めた規定(通常は、学則ないし学部規則等と想定)の該当箇所を指定して、当該規定を資料として提示する。
 - 大学が定める卒業又は修了に必要な単位及び修業年限を定める規定を大学設置基準等を提示する。
 - 修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に従い適切に規定を整備していることを確認する。

分析項目 6－7－2

大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること

- 大学院課程については、分析項目 6－7－1 で修了に必要な単位及び修業年限を定める規定を提示するとともに、以下の規定を提示。
 - 学位論文及び特定課題研究の成果を評価する基準が定める規定
 - 審査に係る手続きを定める規定

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目 6－7－3

策定した卒業修了要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること

・卒業（修了）要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

⇒資料としては、ウェブサイトのURL並びに(もしあれば)学生に対する配布物の表紙及び目次を示すこと。ただし、当該URLが機構による書面調査、訪問調査の期間、少なくとも学内からアクセス可能であることを示すこと。

分析項目 6－7－4

卒業又は修了の認定を、卒業修了要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること

《 学士課程 》

- ・卒業要件を適用する手順のとおりを実施されていることを確認する。
- ・修了の判定について、修了要件を適用する手順のとおりを実施されていることを確認する。

《 大学院課程 》

・学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関して、手順どおりを実施されていることを確認する。

・博士前期課程において、修士論文（課題研究）の審査に代えて、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査を課している場合は、それが手順どおりを実施されていることを確認する。

⇒資料としては、教授会等での審議の結果、卒業ないし修了を認めることについて審議した記録を資料として示すこと。

※特に、大学院課程については、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る審議が行なわれていることが確認できることが必要。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目 6－7－5

専門職学科においては、法令に則して卒業要件が定められていること

- ・ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、卒業要件の中に、一般・基礎科目、展開科目、職業専門科目、実験、実習又は実技による授業科目及び臨地実務実習等の修得要件が組織的に定められていることを確認する。

※専門職学科を有しない教育研究上の基本組織等は、この欄に「該当なし」と明示

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目 6－8－1

標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること

- 学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）を算出し確認する。
- 大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する。（卒業が受験資格となるものは必須）
- 大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。

⇒ この分析項目で「適正」な状況にあることの根拠資料を求めている。優れた状況にあると判断する場合には、その具体的な状況の特記事項に記し、根拠となる資料を示すこと。

➤ 標準修業年限内の卒業・修了率（別紙様式 6－8－1）

〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
81.0	76.9	76.8	73.7	75.6

➤ 「標準修業年限×1.5」年内の卒業・修了率（別紙様式 6－8－1）

〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
92.2	93.9	95.7	91.2	94.6

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目 6－8－1

標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること

$$\text{標準修業年限内卒業（修了）率} = \frac{\text{標準修業年限で卒業（修了）した者の数}}{\text{標準修業年限（例：4年制学部であれば4年）前の入学者数}}$$

（例）4年制学部についての平成30年度における標準修業年限内卒業率

平成27年度入学者数200人

平成27年度入学者のうち、平成30年度卒業生175人

$$\text{標準修業年限内卒業率} = \frac{175}{200} = 87.5\%$$

$$\begin{aligned} \text{「標準修業年限} \times 1.5 \text{」年内卒業（修了）率} &= \frac{\text{Aのうち、（標準修業年限} \times 1.5 \text{）年間に}}{\text{学位を取得した者の数（注2）}} \\ &\quad \text{（注1）} \quad \text{（標準修業年限} \times 1.5 \text{）年前の入学者数（A）} \end{aligned}$$

（注1）「標準修業年限×1.5」の算出において、端数がある場合は、1年として切り上げる。

（注2）博士課程においては、便宜上、単位取得満期退学後に学位を取得した者を含める。

（例）4年制学部についての平成30年度における「標準修業年限×1.5」年内卒業率

平成25年度入学者数100人

平成25年度入学者のうち、卒業生（平成28年度80人、平成29年度7人、平成30年度3人）

$$\text{「標準修業年限} \times 1.5 \text{」年内卒業率} = \frac{80 + 7 + 3}{100} = 90\%$$

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目 6－8－2

就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること

- ・ 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。
- ・ 就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。

⇒ この分析項目で「適正」な状況にあることの根拠資料を求めている。優れた状況にあると判断する場合には、その具体的な状況の特記事項に記し、根拠となる資料を示すこと。

➤ 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（別紙様式 6－8－2）

	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	主な進学先/就職先
卒業者 (A)	205	197	196	198	194	〇〇大学大学院〇〇研究科 □□大学大学院□□研究科
進学者 (B)	12	16	16	6	15	
進学率 (B/A)	5.9%	8.1%	8.2%	3.0%	7.7%	
就職希望者 (C)	173	166	175	177	173	学校教育（・・・、・・・） 金融業（・・・、・・・） 公務員（国家公務員、地方公務員） 製造業（・・・）
就職者 (D)	142	140	145	158	147	
卒業者に対する就職率 (D/A)	69.3%	71.1%	74.0%	79.8%	75.8%	
就職希望者に対する就職率 (D/C)	82.1%	84.3%	82.9%	89.3%	85.0%	

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目 6－8－3

卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること

- ・ 学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等を資料として提示する。

分析項目 6－8－4

卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること

- ・ 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生からの意見聴取等の結果を資料として提示する。

分析項目 6－8－5

就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること

- ・ 就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を資料として提示する。

⇒ この分析項目で「適正」な状況にあることの根拠資料を求めている。優れた状況にあると判断する場合には、その具体的な状況の特記事項に記し、根拠となる資料を示すこと。

選択評価事項 A 研究活動の状況

観点群 A-1-①～③

・大学全体について分析

- A-1-①：研究の実施体制及び支援・推進体制
- A-1-②：研究活動に関する施策
- A-1-③：研究活動に関する検証・改善の取組

観点群 A-2-①～③

A-2-① 研究の活発さ（量）

- ・ 部局別の記述をした上で、大学全体としての総括を記述。
- ・ 必須データ： 研究出版物数、研究発表数、その他の成果物の公表件数、科学研究費助成事業への申請件数（過去5年分程度）

A-2-② 研究の質

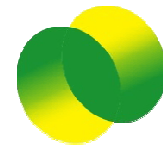
- ・ 部局別の記述をした上で、大学全体としての総括を記述。
 - 書誌統計学的データを利用する場合には検証可能な形で。
- ・ 必須データ： 受賞件数、特許等の取得件数、科学研究費助成事業の獲得件数・金額（過去5年分程度）

A-2-③ 社会・経済・文化の発展への寄与（社会貢献）

- ・ 部局別の記述をした上で、大学全体としての総括を記述。

選択評価事項 B

地域貢献活動の状況



- 地域貢献活動の例
 - 正規課程の学生以外への教育サービス・学習機会の提供
 - 産業界との協力による地域産業の振興への寄与
 - 国・地方公共団体・民間団体との連携による地域社会づくりへの参画
- 「地域」の範囲は、特に、限定しない。
 - 大学の目的や状況に応じて適宜判断

観点群 B-1-①～④

- 各観点において“P D C A”の順に記述・分析。
 - 観点B-1-①“P”： 計画
 - 観点B-1-②“D”： 実施
 - 観点B-1-③“C”： 検証
 - 観点B-1-④“A”： 改善の取組
- “P”「計画」と“D”「実施」とを明確に区別して記述・分析。
- “P”「計画」と“D”「実施」とを明確に対応させ記述・分析。
- 観点B-1-② 提出必須データ： 各活動の実施状況が確認できる資料（公開講座等の開催回数・参加者数、図書館の学外者へのサービスの状況、企業との共同により開発された製品数、参画した審議回数・委員数等）（過去5年分程度）

選択評価事項 C

教育の国際化の状況

- 教育の国際化に向けた活動を、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の3つの視点から分析。

- 教育の国際化に向けた活動例

- 「国際的な教育環境の構築」

- 国際化に対応可能な組織体制の整備、教育内容・方法の国際化等

- 「外国人学生の受入」

- 外国人学生の受入実績、教育課程編成・実施上の工夫 等

- 「国内学生の海外派遣」

- 国内学生の派遣実績、教育課程編成・実施上の工夫 等

観点群 C-1-①～④

- 各観点において“P D C A”の順に記述・分析。
 - 観点C-1-①“P”： 計画
 - 観点C-1-②“D”： 実施
 - 観点C-1-③“C”： 検証
 - 観点C-1-④“A”： 改善の取組
- 自己評価書の作成に当たっては、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の各項目の流れが分かるように記載。

観点群 C-1-①～④ (続)

- 観点C-1-② 提出必須データ：
 - 外国人学生の受入の実施状況が確認できる資料
「外国人学生受入実績票」
 - 国内学生の海外派遣の実施状況が確認できる資料
「国内学生海外派遣実績票」
- 観点C-1-③ 提出必須データ：
 - 卒業（修了）の状況、単位修得・受講状況等が確認できる資料（過去3年分）
- 観点C-1-④ 提出必須データ：
 - 大学機関別認証評価の自己評価書・評価報告書（直近のもの）※提出部数は別途指示。
- 定義に注意。

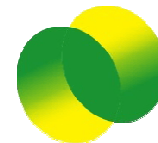
選択評価事項における“評価”

『大学機関別選択評価 評価実施手引書』

- 目的の達成状況を中心に 4 段階で評価。
 - 極めて良好である (S)
 - 良好である (A)
 - おおむね良好である (B)
 - 不十分である (C)
- 選択評価事項 C においては、目的の達成状況の評価に加え、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の各項目の水準を 4 段階で評価。
 - 一般的な水準を卓越している (S)
 - 一般的な水準を上回っている (A)
 - 一般的な水準にある (B)
 - 一般的な水準を下回っている (C)

選択評価事項 C 「教育の国際化の状況」 における水準評価

- 選択評価事項 C 「教育の国際化の状況」における水準判定は、『**選択評価事項 C 水準判定のガイドライン（案）**』に基づいて実施する。
- 「一般的な水準にある」とは、**日本の大学の平均的な取組状況**をいい、別表『教育の国際化に向けた取組の実施状況一覧』に示す。



認証評価／選択評価は
大学と大学改革支援・学位授与機構との
信頼関係に基づく協同作業

ご不明な点は
ご遠慮なくお問い合わせください！

評価事業部評価支援課

(認証評価に関すること) 大学評価係

(選択評価に関すること) 大学評価係

TEL : 042 - 307 - 1642
MAIL : daigaku1@niad.ac.jp

TEL : 042 - 307 - 1642
MAIL : daigaku2@niad.ac.jp